

Jan 2017
No. 85

迎春

2017



とちぎ法人会だより



- ◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
- ◆発行人 会長 金子 康法
- ◆編集 広報委員長 田村 守男

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
TEL(0282)24-3500 FAX(0282)24-3288

CONTENTS

- 新年のご挨拶 栃木法人会 金子会長 … ②
- 新年のご挨拶 福地栃木税務署長 …… ③
- 平成28年度納税表彰式 …… ④
- 第33回法人会全国大会「長崎大会」 … ⑤
- 女性部会・青年部会活動 …… ⑥
- 各地区会活動 …… ⑥
- 税務署からのお知らせ …… ⑩
- 新会員の紹介/会社名、代表者、… ⑫
- 所在地、資本金等変更のご連絡に
ついて/平成28年度 会費納入のお願い
- 税理士会コーナー …… ⑬
- 税に関する作文・標語 …… ⑭



公益社団法人栃木法人会
会長 金子 康 法

新年の

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は栃木法人会の活動について、税務当局はじめ関係団体、会員、事務局の皆様にご多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

振り返ると、昨年は英国EU離脱の国民投票、米大統領選でまさかのトランプ勝利、韓国朴大統領の弾劾訴追等々、今後への不透明感を煽る一年でした。

グローバル化よりも自国保護という動き…TPPの行方も見えなくなった中で新しい年を迎えたところですが、景気回復が力強さを欠き成長を望めぬ社会にあっても、私たち会員企業は生産性や付加価値を高め、発展継続できるような自助努力を求められています。

さて、法人会は税務当局のご指導のもと、適正な申告納税を行なう「税のオピニオンリーダー」として、会員事業の発展と地域社会への貢献を目指し活動する「経営者の団体」ですが、特に優先すべきは、会員への力となり納税意識を昂

揚できるような事業を広く積極的に展開していくことにあります。

具体的な活動として、本法人会では「マイナンバー制度」を含む税務研修・説明会の開催をはじめ、e-Tax利用拡大の推進、税制改正の提言活動やインターネットを含む各種セミナー、女性部・青年部による租税教育等々、数多く実施して参りました。

会員の皆様には、こうした場を通して税務当局からヒントを得られ、異業種会員間の情報交流も深められますので、これらの機会を大いにご活用いただきたく願うものです。

11地区に及ぶ広範囲の会員を中心に、これからは魅力溢れる事業活動を展開し、更には低迷しつつある組織率を高め、「元気いっぱい行動する法人会！」を共に目指して行きたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、皆様のご健勝と事業のご発展を心から祈念申し上げますと共に、本年もより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。

新年あけまして おめでとうございます



田村副会長

昨年はスポーツ界で想定外の事が起きました。景気は想定内を望みます。

藤岡地区会長



石崎副会長

企業力と法人会の組織力を高め、更なる社会貢献活動を進めよう！

大平地区会長



小田垣副会長

今年こそは長く続いた低迷の時期を脱して、明るい年になるよう頑張ってお参りしましょう。

栃木地区会長



大山副会長

魅力のある法人会を目指して、頑張りたいと思います。

石橋地区会長



江田副会長

実り成果を実感出来る年と成りますよう努力と実行あるのみ

下野地区会長

ご挨拶

栃木税務署長

福地 武司



新年あけましておめでとうございます。
公益社団法人栃木法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、金子会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解とひとかたならぬご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及啓発や会員企業と地域社会の健全な発展のため、税務研修会や、各種講演会の開催等、多彩で活発な事業を展開されておられます。このような法人会の活動は、税務行政に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、役員並びに会員の皆様のご協力に深く敬意を表する次第です。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済・社会のグローバル化、ICT化に加え、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入など大きく変化しております。

私どもは、こうした環境の変化に対応するために、納税者の利便性の向上を図ると共に「適正・公平な課税及び徴収の実現」に向け、与えられた使命をしっかりと果たすことにより、国民の皆様の負託に応え、税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

年が改まり、間もなく平成28年分の確定申告の時期を迎えます。税務署では自宅からのICT（パソコン）を活用した申告の一層の推進に取り組んでおります。

会員の皆様方におかれましては、マイナンバーカードを利用し、ICT（パソコン）を活用した申告の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



菅野副会長

地域社会の貢献活動を通じ、コミュニティーを大切に実りある活動を。

壬生地区会長



小倉副会長

環境変化に対応して機敏かつ大胆に行動。常にチャレンジャー！

岩舟地区会長



眞瀬副会長

体験も貴重な財産、感謝の心で更なる発展に取り組みます。

野木地区会長



野原副会長

国内外の大変革に対応し、中小企業の景気回復を目指しましょう。

都賀地区会長



早乙女副会長

2017年も不撓不屈の精神で道を切り開いていきましょう！

西方地区会長



山中副会長

今年も意義のある栃木法人会を目指して結集致しましょう！

小山副地区会長

平成28年度 納税表彰式 挙行

法人会長表彰：11名を表彰



栃木税務署長表彰

11月16日(水)、納税表彰式協議会の主催で納税表彰式が栃木商工会議所会館において挙行された。

表彰式は、第1部では、租税教育推進校に対し、栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への表彰授与並びに優秀作文の朗読が行われた。(関連記事は14ページ)

関東信越国税局長賞

栃木県立栃木商業高等学校 三年 池沢智穂実

続いて、第2部では、栃木税務署長表彰をはじめ栃木納税表彰式協議会構成員の税務9団体による会長表彰が行われた。

公益社団法人栃木法人関係者で、栄えある表彰を受けられた方々は、次の皆様です。



公益社団法人 栃木法人会会長表彰

栃木税務署長表彰

副会長 眞瀬薫正

公益社団法人栃木法人会長表彰

女性部会長 佐山和江

理事 上野太造

小山地区会地区常任理事 岩崎清孝

小山地区会地区理事 山中利一

藤岡地区会地区理事 阿部多喜男

石橋地区会女性部部长 島田文子

大平地区会地区理事 中川真澄

下野地区会女性部部长 小林敏子

壬生地区会地区理事 吉葉幸男

野木地区会地区理事 岩崎二三子

都賀地区会地区理事 加藤一彦

(敬称略・順不同)

秋のセミナーを開催

【税務研修会】

10月4日、6日の2日間にわたり、小山・下野・栃木の3会場において税務研修会を開催した。4日は経営者・担当者向けとして、「中小企業のための個人情報を守る仕組み」というテーマで中小企業診断士の新木啓弘氏を、そして6日は経営者向けとして「節税につながる人事・労務・福利厚生関連の税務処理」というテーマでOAG税理士法人埼玉所長の星叡氏を講師として呼び出した。各会場、参加者はレジュメに基づいた説明に、熱心に耳を傾けていた。



下野会場



栃木会場

【メンタルヘルス対策セミナー】

10月12日栃木にて、メンタルヘルス対策による労災リスク管理「安全配慮義務と損害賠償」というテーマで、T-PEC(株)特別認定講師吉居真氏をお呼びし、セミナーを開催した。労災事故が疾病型へと変化し、従業員のメンタル管理の重要性が高まりつつある現在、正に為になる研修だった。



メンタルヘルス対策セミナー

第33回 法人会全国大会「長崎大会」

副会長 石 崎 義 夫

去る10月20日、第33回法人会全国大会長崎大会が開催され、県法連からは28名の参加、栃木法人会からは金子会長、早乙女副会長と小生の3名が参加致しました。

大会に先立ち『地方が生き残るために』長崎その歴史、その魅力、その未来と題して長崎大学のブライアン教授により流暢な日本語にての講演がありました。江戸の鎖国時代に、たった一つの海外との交易地として、いかに長崎が重要であったか！熱こもった講演でした。翌日の出島見学で改めて実感したところです。大会後にはケーブルカーにて長崎の夜景を見学しましたが、さすが世界新三大夜景の一つと絶賛せずにはられません。(他にはモナコ、香港。一般的には香港、函館、ナポリが世界三大夜景として周知)

現在、法人会は全国41都道府県約80万社の会員企業が活躍しています。今後も公益法人として、会員企業の発展は基より、地域社会への積極的な貢献、税のオピニオンリーダーとして、その存在価値を再確認できた大会でもありました。紙面の都合で概要のみの報告と成りました。次回は福井県大会です。

女性部会

女性部会セミナー開催



12月6日午後1時30分より、栃木市サンプラザにおいて女性部会セミナーを開催した。

第1部は、栃木税務署法人課税第1部門坂本修司統括官による「日本の税務行政～あなたの知らない国税組織～」と題した税務研修会。

第2部は、元警部、(株)クリアウッド代表取締役の森透征氏による「ウソの見抜き方～元刑事が語るだまされない方法～」と題した講演会。森氏は刑事のスキルを教える刑事塾を主宰。ウソや人間心理の見抜き方として、刑事が現場で人間心理を読む場合の着眼点、しぐさのウソや話し方のウソのサイン、証拠がある場合のウソを見抜くテクニック等が話された。最後に、超高齢化社会の日本では高齢者がますます騙される、自己防衛をして騙されないよう注意しましょう、という言葉で締め括った。

森氏の話は、怪しい取引先を見抜く、良い人材を確保する、顧客対応時に相手の心理を読み交渉を進める、コミュニケーションの充実により職場が活性化する等、会社経営面にもプラスに繋がるのではないのでしょうか。



女性部コーナー 「関東信越法人会連絡協議会 女性部合同セミナー」に参加(11/8)

関東信越国税局管内6県(埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟・長野)から、ご来賓なども含め約250名が参加し、「人とホスピタリティー研究所」代表の高野登さんをお招きしての講演会と懇親会が行われました。

関信局管内の女性部でセミナーを実施するのは初めてで、当会からも佐山部長など3名が参加しました。



関東信越法人会連絡協議会 女性部合同セミナー

青年部会

全国青年の集い(北海道大会)

青年部会長 鶴 養 好 晃

9月8・9日の2日間、旭川市において第30回法人会全国青年の集い(北海道大会)が、「Be Ambitious! Do Action!」のスローガンのもと開催されました。

「税の使途(社会保障制度)に関する意見集約と租税教育活動への反映」をテーマにした部会長サミット(円卓会議)に参加し、全国各地の部会長と活発な意見交換をして参りました。青年部会の租税教育活動のさらなる充実と発展には、日本の未来を担う全国の子供達に正しく伝える必要があります。私達会員自身が税についての知識を高め、使途についての意識を持ち続ける意義を再認識しました。

8日に租税教育活動プレゼンテーション、部会長ウェルカムパーティーが開催されました。9日のスキージャンプ/葛西紀明氏の「夢は、努力でかなえる」をテーマとした記念講演、大会式典に参加し、他の青年部会員との情報交換、交流を図って参りました。



各地区会活動

(平成28年8月～12月)

栃木 税務セミナーを開催

栃木地区会では、9月14日サンプラザにおいて税務セミナーを開催した。講師には、NBCコンサルタンツ(株) 中小企業診断士の渡邊浩朗氏を講師に迎え、「知らなかったら損する事業承継」をテーマに開催した。

また2月9日には、税務・経営セミナーを開催します。第1部では、最新の税制改正について、第2部では、「健康経営には笑いが一番」をテーマに林家まる子氏を講師に招き開催しますので、多くの会員の皆様のご参加お待ちしております。



小山 地区会セミナー・講演会を開催

10月13日(木)、講師にファーストアドバンテージ(株)の酒井とし夫氏をお招きし、「セールスに役立つ!心理学テクニックの秘訣大公開」をテーマにセミナーを開催。実習を交えた仕事に活かせる内容とあって、参加者は真剣な眼差しで講義に耳を傾けました。

12月8日(木)には、元はとバス(株)代表取



締役の宮端清次氏より、「お茶一杯から始まった“はとバス”の経営改革」と題し講演を頂き、会社再建におけるリーダーの役割等について学びました。



藤岡 税務セミナー開催

藤岡地区会では10月13日に、税理士の宮川昌俊先生をお迎えして「税務調査対策セミナー」と題し、税務セミナーを開催しました。



企業活動を続けていく上で避けて通ることのできない税務調査について、豊富な経験を交えながらわかりやすくお話いただきました。日頃の細かい確認作業が税務調査の役に立つと学ぶことができた大変有意義な講習会となりました。

石橋 女性部教養講座開催

去る11月29日（火）午後6時30分より、ご当地創作落語漫談師 田螺踊理（たにしおどり）氏を講師に迎え石橋商工会アイリスホールにて「落語漫談」を開催しました。

この講座は、日頃家庭や仕事で抱えたストレスを「笑い」で解消し心身ともに健康になることを目的としています。

当日は、「笑い与健康」についての漫談から始まり、創作人権落語「長老ばなし」、古典落語「勘定板」など終始笑いが絶えない貴重な経験をさせていただきました。

講師の田螺氏は、テレビや新聞等メディアに取り上げられたことにより、県内各地の学校、地域団体等で「笑い与健康」をお届けしております。

皆様も機会があれば是非受講してみてください。



大平 税務セミナーを開催

12月7日（水）に税務セミナーを開催。講師に松本俊樹税理士をお招きし、「正しい帳簿のつけ方」についてご講演頂いた。日々正

しく記帳することで経営上の課題が把握でき、それに伴い経営の改善や税務調査対策にまでつながることを説明。法人企業だけでなく個人事業者も多くご参加頂いたが、参加者はみな熱心に聞き入り、有意義な研修となった。



下野 清掃活動を実施

下野地区会では、10月12日に恒例となりました地域貢献活動として清掃活動を実施致しました。

今年度は国分寺運動公園・ゆうゆう館周辺で実施致しましたが、イベントが開催された後ということもあり、予想以上に多くの空き缶やペットボトル、吸殻等が落ちていました。

約1時間でしたが皆さんゴミ袋いっぱいにごみを拾い、街が綺麗になった喜びと満足感で自然と笑みがこぼれてきました。



壬生 講演会の開催・産業まつり出店

10月13日（木）に香取貴信氏による「ディズニーランドから学ぶ！感動を呼ぶサービス」について講演会を開催しました。

ディズニーランドで働いて気付いたことや、そこで出会った人との物語を楽しく、分かりやすく解説していただきました。一般の参加者も多く、「参加して良かった。」とのお声も頂きました。



11月5日（土）には壬生町総合産業まつりが開催され、壬生地区会の事業PRのため出店いたしました。出店内容としては、来場者に法人会PR用下敷・ウェットティッシュ・マスク・防災のしおりを配布致しました。



また、青年部事業で小学生を対象に教えている租税教室のアイテムである、1億円のレプリカを展示し、来場者の方は記念撮影や、1億円を持っていただき重さを体験していただきました。

岩舟 税務セミナーを開催

女性脳！男性脳！

違いがわかれば消費税をチャンスに変え、そして経営が変わる！



岩舟地区会の税務セミナーが10月19日岩舟町商工会館に於いて、男心・女心の伝道師、ターニングポイント

(株)代表取締役 西田陽子氏が人間の行動心理、特に女性の心理に精通し、その視点から経営に活かす方法を鋭く分析し解説した。



野木 中小企業・個人事業に関する上手な節税のポイント

去る10月3日（月）、野木地区会では法人会・青色申告部会の共催事業として、木村税務会計事務所代表の木村聡子先生を講師に招き、「中小企業・個人事業に関わる上手な節税のポイント」と題して研修会を開催しました。

研修会では、税制改正の内容や賢い節税などを分かりやすく説明していただき、参加された会員の方々は熱心に聴講し実のある研修

会となりました。

今後も当会では有意義な研修会を開催し、税に関する知識の習得と納税意識の高揚に努めてまいります。



都賀 経営者のリーダーシップ力向上セミナー開催

「経営者のリーダーシップ力向上セミナー」と題して、去る11月2日(水)午後6時から都賀町商工会館にて開催された。

講師で心理学者の内藤先生によると強烈なリーダーではなくきちんと気配りできるリーダーが望ましいとの事です。気配りのあるリーダーの下で働く部下は、やる気と意欲が7%も高くなるのだそうです。皆さん真剣に受講、質問もされ有意義な研修でした。



西方 地域社会貢献活動

西方地区会では恒例の地域社会貢献活動として、8月20日(土)開催の「にしかた子ども夏祭り」及び12月4日(日)開催の「ど田舎にしかた祭り」に於いてゴミ袋、税教育冊子や下敷き、マイナンバーカードでのe-Tax利用に関するパンフを配布。地区会役員が会場内を巡り、来場された方々に対し、税の啓蒙活動及び法人会PRも実施しました。

それぞれ100セットを1時間程度かけて終了となりました。



源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における



マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証*など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります)。

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています!! 事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4 安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置
例：物理的・技術的安全管理措置
マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。
特定個人情報に記載された書類を、施設可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月末現在の法令に基づいて作成しています。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成 28 年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

① 平成 28 年 4 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ほか

② 平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ほか

③ 平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書 ほか

栃木法人会よりインターネットセミナーのご案内

栃木法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://tochiho.sakura.ne.jp/>

栃木法人会 検索 で検索いただけます

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: 0707 パスワード: 3500

会員の方は 430 タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは栃木法人会事務局まで TEL: 0282-24-3500

新会員のご紹介

〈平成28年7月～12月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(株)石澤商店	昭和町2-28	石澤 平八
〃	行政書士法人許認可事務サポートセンター	平柳町1-11-11	田邊 勇輝
〃	(株)Asazumaコーポレーション	菌部町1-20-56	朝妻 亮
〃	(有)トーセミ	境町3-16	立花 尚之
〃	シマモリスリッパ(株)	樋ノ口町46-15	嶋森 直一
〃	接骨院かしわ	箱森町13-7SSプラザC	柏崎 洋哉
〃	(有)弘美観光バス	箱森町14-33	田村 和則
〃	増山興業(株)	大光寺町1123-2	増山 充
小山	(株)結誠工業	犬塚830-37	立花 大地
〃	(有)ツチヤ工芸	東黒田275-4	土屋 潔
〃	(株)サンハウジング	西城南5-47-5	加藤 雅章
〃	(株)城南鉄筋工業	東野田2139-10	秦 大祐
〃	(有)サントラスト	南乙女1-17-24	内藤 孝之
〃	太陽工業(株)	中久喜1033-6	渡辺 美和
〃	心ガーデン工房(株)	荒井2060-4	五月女正則
〃	(株)成進建設	喜沢632-68	間中 一彰
〃	(株)小山部品	神鳥谷5-11-14	小浦 正久

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	毛塚工業(株)	本郷町3-3-4	毛塚 英男
〃	鶴谷プロデュース(株)	羽川821-2	鶴谷 一郎
〃	はるの写真工芸(株)	城山町2-9-18	野沢 幸久
〃	(株)岸建設	下生井364-3	岸 巨樹
〃	ジェイロード(株)	駅東通り1-2-17TSビル301	諏訪 尚
〃	(株)アート・ペイント	喜沢677-2	稲葉 陽介
〃	(株)ワタナベプロダクツ	平和49-6	渡邊 信之
藤岡	(株)防除プロジェクト	大前741-7	関野 義幸
〃	(学)盛光学園	大前358-1	小笠原義仁
石橋	特定非営利活動法人グリームの里スポーツクラブ	大前山-7下野市スポーツ交流館内	金田 幸子
大平	ヒーローズ(株)	西野田658-3	内田 浩正
〃	セブラ(株)	西水代2458拓菱ビル3階	中野 勝彦
壬生	(株)ソフトアルファ	壬生甲597-2	阿部 哲也
〃	(株)リンク	落合1-1-2	菅野 隼人
〃	マチダ電気商会	本丸2-26-2	町田 功男
岩舟	(株)オオデ設備	下津原416-7	大出 剛生
野木	(株)コーシン	丸林554-4	萩原 和志

(宗)→宗教法人・(学)→学校法人・(同)→合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、**法人会事務局**までご連絡ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

ふりがな			
法人名	()		
所在地			
ふりがな			
代表者名	(印)		
次の事項について変更があったので通知します。			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資 本 金			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

平成28年度 会費納入のお願い

会費をまだ納入されていない会員様におかれましては、お早めにお振込み下さいますようお願いいたします。

また、口座振替のお手続きをご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 0282-24-3500

税理士会コーナー

「健康診断がますます大切になる?！」

一郎さんと、その妻の節子さんは、平成29年1月1日から適用される「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」について話をしています。

一郎「僕は今年、大腸ポリープの手術をすることにしたよ。以前から健康診断で指摘されていたからね。」

節子「あら～、また出費がかさむわね…。あなたの少ない稼ぎで手術代が心配だわ。」

一郎「高額療養費制度のお陰で、僕は月8万円くらいの負担で済むみたい。もちろん室料差額代や食事代はこれとは別だから、大体、15万円くらいの出費かな。」

節子「15万円か…。そういえば、あなた、医療保険に入っていたわよね。」

一郎「そうだった。手術給付金や入院給付金が20万円くらいだよ。保険に入っていてよかった～。」

節子「じゃあ、この入院については、医療費控除の対象にはならないわね。」

一郎「保険会社からの給付金のほうが、実際にかかった医療費より多いからね。それに、僕は自分の希望で個室を選んだから、自己都合による室料差額代はそもそも医療費控除の対象にならないからね。」

節子「あなた、いびきがうるさいから個室じゃなきゃ他の方に迷惑なのよ。私も毎日個室で寝たいわ。」

一郎「そんな寂しいこと言うなよ…。しかし、医療費控除って原則として1年で10万円を超えた部分が対象、って聞くけど、こういうケースが多いと、あまり適用対象にならないよな。」

節子「ところが、10万円を超えなくても適用対象になるようになったのよ。」

一郎「え～、何それ。さすがは節約のせっちゃんだな。」

節子「平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自分や家族が『特定一般用医薬品等』を購入した場合、1万2千円を超える部分が医療費控除できるようになったのよ。8万8千円が限度だけどね。」

一郎「年間で1万2千円を超えればいいなら、特例の対象になるな。」

節子「でもこの医療費控除の特例の適用対象となる『特定一般用医薬品等購入費』は、決められたものしか対象じゃないから、なんでも買った医薬品が対象になるわけではないのよ。」

一郎「僕がよく薬局で買っている、コンタック鼻炎Z、ガスター10、ダマリンLは、対象になっているぞ。」

節子「あなた、水虫治っていなかったのね。」

一郎「あ、ばれちゃった…。」

節子「でも、この特例を受けるには、きちんと定期健康診断やがん検診を受けていることが前提になるのよ。」

一郎「ますます、健康診断の重要性が高まっているんだね。健康診断で、病気は早期発見、医療費削減、で国の財政も良くなるようにみんなで協力し合わないとな。」

第24回 エコライフ講座

私のエコライフ

会社を定年退職して十数年になります。自動車メーカーで設計・開発、商品企画、品質管理などをやっていた関係で定年後にISOの審査員になり品質管理(ISO9001)、環境管理(ISO14001)、食品安全(ISO22000)の審査を行うことになりました。会社員時代は高品質のもの造りが第一の使命でしたが、一般社会に出て企業から離れるともの造りから次第に遠くなり、環境との関わりがより多くなってきました。審査員のかたわら地元の平石地区で“まちづくり協議会”“環境部会”や自然保護活動に関わり、改めて自然への取組の重要性、心の安らぎ、活動する仲間のつながりを強く感じています。

現在、鬼怒川の河川敷で宇都宮市の指定天然記念物である“クロコムラサキ(蝶)”の保護活動、絶滅危惧種である“カララノギク(河川の植物)”の保護活動を元宇都宮大学の先生の指導の下に地元の方々と一緒に取り組んでいます。

このような取組は、宇都宮市が推進している「生物多様性地域戦略」(生きものの命をつなぐ取組)活動に寄与できるものと考えています。また、鬼怒川の自然を楽しみつつ、鬼怒川の堤防をサイクリングで楽しんでもらい宇都宮市が取り組んでいる“自転車のまち宇都宮”づくりにも貢献できるのではないかと考えています。

今年の10月16日には“鬼怒川の自然に親しむ会”を開催し、宇都宮市の関係者や宇都宮ブリッツェンの柿沼社長さんにも参加頂き鬼怒川の自然観察会と鬼怒川堤防周回コースでサイクリング大会を行い約170名の方が参加されました。

我々の平石地区は、将来LRTが通る所なので、今後はLRTを利用して多くの市民の方が鬼怒川に遊びに来て周辺の自然や農業体験に触れる機会ができれば良いと考えています。そして想定外のLRT利用者が増えることを願っています。

[特定非営利活動法人 栃木県環境カウンセラー協会 今井 信行]

中学生・小学生の「税に関する作文・標語」

応募総数3,918点から栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞 小山市立小山第三中学校3年
「税の意味 花咲き輝く 未来の投資」 児玉 あまね



「税に関する中学生標語」表彰式

栃木法人会長賞 石橋市立古山小学校6年
「税金で 豊かに広がる 街の夢」 高橋 美紗貴



「税に関する小学生標語」表彰式

中学生の「税についての作文」

栃木法人会長賞 壬生町立南犬飼中学校3年
「税金に感謝」 寺澤 歩果

私は本を読むのが好きです。図書室の本を借りて読むのはもちろんですが、好きな作家さんの新作が出た時などは、お小遣いで買って読みます。本屋さんで本の代金を支払う時、毎回のように一円単位のお釣りが出るので、正直「消費税って面倒だな。」と思っていました。

でも、ある時ふっと気になることがありました。学校で使う教科書は、お金を出して買ったことがないということです。学年が変わる時に、当たり前のように学校から貰っている教科書。誰が代金を支払ってくれているのか調べてみました。

答えは、働いている皆さんが納めている税金や面倒だと思いながら私が毎回払っていた消費税でした。それらの税金のおかげで、私達は教科書を貰って教育を受けることや、図書館で本を読むことが出来ているのです。

その他にも、信号や通学路の整備など、私達が安全に学校に通えているのも税金のおかげだと知りました。

また、私には弟が居ますが、生まれてすぐに心臓の手術を受けました。当時小学校に入ったばかりの私は、弟の心配をするだけで、手術の費用のことなど全く気にもしませんでした。でも先日、母に弟の手術費用について尋ねてみると、意外な答えが返ってきたのです。それは「国が代わりに払ってくれた。」というものでした。私は「国が代わりに払う」の意味が良く分からなかったので、更に母に尋ねました。

入賞された他の作品は次のとおりです

栃木税務署長賞

川名子大翔 小山市立絹中学校2年
『税金は 生活支える 立役者』
若松すず穂 下野市立古山小学校6年
『税金を 納めて築く 明るい社会』

小山市最優秀賞

瀬尾 賢信 小山市立小山中学校3年
『税金が 支える社会 創る未来』

下野市長賞

橋本 勝生 下野市立石橋小学校6年
『納税は 家族のくらし サポーター』

教育長賞

高野将之介 下野市立古山小学校6年
『納めよう ほくらの未来 つなぐ税』

すると、「税金の中には、難病の人を助ける為に使われる分のお金があって、その制度のおかげで弟は助かったんだよ。」と教えてくれました。その話を聞いて私は、今までずっと面倒だとか、損した気分になるとしか思っていた税金に謝りたくなりました。そして、自分や家族がずっと税金に助けられていたことに気づいていなかった自分を、恥ずかしく思いました。

この様に税金は、私達子供にとっても無関係なものではありません。目立たないけれど、いつも身近なところであって、縁の下の力持ちの様に私達を支えてくれています。きっと、私の知らない場所で、もっともっとたくさんの人を助けているのだと思います。いつか私も大人になり、働いて税金を納めるようになります。その時は、「私も誰かの支えになっているんだ。」と思い、胸を張ろうと思います。すごーい税金！ありがとう。